

令和5年度千歳市予算編成方針

1 日本経済と国の動向

(1) 日本経済と道内経済の動向

我が国の経済については、緩やかに持ち直しており、先行きについては、ウイズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされております。

道内経済の動向については、持ち直しの動きに弱さがみられる。なお、先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響、国際経済の動向等を十分注視する必要があるとされております。

(2) 国の施策の動向

本年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太の方針）において、我が国を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題など、地殻変動とも言うべき構造変化が生じているとともに、輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、複合的に押し寄せているとしており、こうした社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置付け、「人への投資と分配」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」など、官民が協働で重点的・計画的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現することを目指しております。

また、令和5年度予算編成に向けた考え方では、「本指針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する」と記載され、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額確保について、前年度同水準を維持することとしております。

2 地方財政を取り巻く環境

令和5年度予算の概算要求における総務省の地方財政収支の仮試算では、「新経済・財政再生計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、歳入歳出総額で、1.1兆円増の9兆1千6百億円が見込まれたところであります。

このうち歳入については、臨時財政対策債で5千億円の減（△26.9%）と見込み、地方税等は1兆2千億円の増（2.6%）、うち地方税で1兆1千億円の増（2.7%）及び、地方交付税で1千億円の増（0.8%）、国庫支出金は社会保障関係費などで3千億円の増（1.7%）と見込まれております。

地方歳出については、投資的経費は前年度同額としておりますが、社会保障関係費の増により一般行政経費で6千億円の増（1.4%）としております。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」等を踏まえ、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革（DX）への対応やグリーン化（GX）の推進、地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする

安全・安心なくらしの実現、人への投資など、持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしております。

3 千歳市の財政状況

令和3年度決算の状況は、令和2年度に実施した国の特別定額給付金給付事業の影響などにより、前年度に比べて約70億円、10.5ポイント減少となり、歳入では、市税収入など歳入一般財源が着実に確保され、実質収支では4億5千万円の黒字となり、基金残高は増加、起債残高は減少し、経常収支比率は85.8%で4ポイント、実質公債費比率は7.7%で0.5ポイント、将来負担比率は0.4%で16.2ポイントそれぞれ低下するなど、厳しい財政運営の中において、財政構造の改善が着実に図られました。

令和4年度の当初予算においては、一般会計では、扶助費などの義務的経費を中心とした経常的経費が伸びる中で、みどり台小学校建設事業や公立大学法人施設整備事業などで減となり、総額469億6千万円、前年度と比べ28億4千万円、5.7%の減、6特別会計と公営企業会計を加えた全会計の予算の総額では、798億7千万円、前年度と比べ17億1千万円、2.1%の減により編成したところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、急激な物価高騰等への対策などのため、5回の一般会計補正予算を編成し、財源としては、国庫支出金や道支出金のほか、引き続き、財政調整基金を活用し対応しているところであります。

このような状況の中、本年9月に策定した「令和5年度財政収支見通し」や10月に取りまとめた「令和5年度予算概算要求」では、歳入一般財源で、市税については現時点で、市民税や固定資産税では増収を見込んでいるものの、国の概算要求における地方財政収支の仮試算においては、地方交付税で1千億円の増(+0.8%)としながらも、臨時財政対策債で5千億円の減(△26.9%)が見込まれております。

一方、歳出一般財源においては、扶助費では、高齢化の進行などにより、引き続き増額が見込まれ、物件費では、燃料費や電気料金の高騰に伴う公共施設の施設管理経費の上昇など、維持補修費では、除排雪事業費や道路維持管理業務経費など、補助費等では、バス路線確保対策補助事業費や病院事業会計繰入金などで大幅な増加が見込まれているほか、繰入金についても社会保障費の増加に伴い大幅に増加する見通しであります。

この結果、令和5年度予算概算要求では、約29億円の収支不足が発生し、財政調整基金繰入金4億円のほか、心のふるさと千歳基金繰入金5億円を見込んでも、約20億円の収支不足解消が必要となり、財政運営は極めて厳しい環境におかれています。

4 予算編成の基本的な考え方

令和5年度は、市長の改選期であることに鑑み、当初予算は市政運営の基本となる経費を中心とした、いわゆる「骨格予算」とし、市民生活や団体活動に影響のある一定の継続事業を除き、政策的な新規事業等については、原則「政策予算」に計上することとします。

また、財政調整上の観点から、当初予算計上以外の政策的経費、投資的経費についても、通常の前算要求手続を踏むこととし、予算編成過程で「骨格予算」と「政策予算」に区分するものとします。

予算編成手法としては、部局別枠配分方式に継続して取り組むこととしますが、対象は、義務的経費や負担の確定している経費などを除く予算額に対して、「ゼロシーリング」とし、ローリング事業費についても、事業内容の見直しや事業期間の延長など、投資的経費の圧縮に向け、企画部の査定を経て、総務部において予算調製を行います。

予算編成に当たっては、3年次目となる第7期総合計画に沿ったまちづくりを推進するため、厳しい財政状況においても、まちの将来都市像の実現に向けた取組が求められ、さらに、ウイズコロナへの移行を踏まえた取組が必要となります。

これらのことを踏まえ、令和5年度予算は、次により編成することとします。

予算編成の基本方針

1 基本方針

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応

ウイズコロナの新たな段階への移行を踏まえ、引き続き、必要な事業の実施に取り組むこと。

(2) 第7期総合計画の推進

第7期総合計画に沿ったまちづくりとして都市としての魅力を高め、第7期総合計画の3年次目にあたり、厳しい財政状況の中にあっても、まちの将来都市像の実現に向け取り組むこと。

(3) 第2期財政標準化計画の推進

令和5年度予算編成においては、「第2期財政標準化計画」の将来目標に沿って、より強固で持続可能な財政基盤の確立を目指すこととし、より一層の事業費の圧縮に努める。

- ① 起債発行額は10億円以内（臨時財政対策債等の特例債を除く）
- ② 財政調整基金繰入金（収支不足分）は4億円程度
- ③ ローリング事業一般財源額の範囲は5億円以内

(4) 事業の縮小や廃止の検討

予算の要求にあたっては、財政の健全性に十分配慮することとし、歳入の確保に最大限努力するとともに、特に、歳出においては、行政全般にわたり費用対効果などを再確認し、全事務事業についてゼロベースから事業の廃止、統合、縮小、簡素化などの見直しを図ること。

(5) 行財政改革の推進

「千歳市行政改革基本方針」及び「働き方改革」を着実に推進するとともに、令和5年度予算概算要求においては、多額の収支不足が見込まれることから、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、事業のスクラップの徹底（既存事業の統合や縮小を含む。）を念頭に、事務事業の徹底した見直しにより大胆な歳出削減に取り組み、限られた財源の中で、予算の重点化など選択と集中によって自主自立のまちづくりを目標とした取組を進める。

2 予算要求

- (1) 経常的経費、臨時的経費等（ローリング事業費を除く）については、各部局において、次に掲げるものを除き、令和4年度の当初予算の一般財源総額以下とし、臨時的経費についても、緊急性等を勘案し、真に必要なものを厳選すること。（ゼロシーリング）

ただし、物価高騰の影響に鑑み、事業の見直しや経費の精査等を行っても予算の増額が見込まれる場合は、シーリング枠外での要求を可とするが、これらの費用増に対し、国の補助金等の新たな歳入は現時点で見込めないことから、多額の収支不足を視野に入れながら、ヒアリングにて調整を図ることとする。

- ① 人件費、公債費及び扶助費
- ② 令和4年度で終了する経費（リース料、臨時的修繕等を含む。）
- ③ 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの
- ④ 新たに予定している事業により一般財源が500万円以上の臨時的経費等
- ⑤ 燃料（燃料費）及び電気料金（光熱水費）単価の変更による需用費の増減分
- ⑥ 委託料の増減率の変更に伴う増減分
- ⑦ 予備費及び過年度税等還付金
- ⑧ 物価高騰の影響による増加分（事業の見直しや経費の精査等を行っても増額が見込まれる場合に限る。）

(2) 事前評価の対象となっている新規事業（ソフト500万円以上、ハード1,000万円以上）で、事前評価表を提出していない事業については原則認めない。

(3) 国等や経済の動向、制度の改正などを見極めながら、歳入に当たっては、確実に見込み得る財源をもって編成し、歳出に当たっては、国の措置等に合わせ、適時見直し・改正等を行うこと。

3 予算編成過程における検討事項

(1) 義務的経費の増加を抑制するため、次の事項について、積極的に検討すること。

① 人件費

- ・「千歳市行政改革基本方針」に位置づけた「定数管理」を遵守すること。
- ・「民間委託等」民間活力の活用を積極的に検討すること。
- ・会計年度任用職員については、適正配置等を再検討すること。
- ・退職手当等が増加する場合は、職員退職手当基金の活用を検討すること。

② 扶助費

- ・「法定受託事務」や「法律・政令により事務処理が義務付けられる自治事務」については、単に予算額を増加することなく、単価及び補助率の見直しなどにより財源を生み出すとともに、過大に見積もることのないよう精査し、扶助費の抑制に努めること。
- ・市単独及び国や北海道の制度への上乗せ横出しの扶助費については、扶助費全体の増加傾向を抑制する必要があることから、真に支援を必要としている者に対する持続可能な制度となるよう制度構築すること。

③ 公債費

- ・過去に借り入れた起債のうち高利率のものについては、繰上償還を検討すること。

(2) 長期保有資産の活用検討

① 基金に属する現金は、千歳市基金条例第6条各項の規定に基づき管理し、有価証券など有利な管理を検討する。

(管理)
第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 自治体DXの推進

働き方改革の推進や、効果的・効率的な行財政運営を目指すため、「千歳市行政改革基本方針」に位置づけた情報システムの標準化・共通化、ICT（AI、RPA）の活用など、自治体DXの推進について、積極的に検討すること。

【その他 個別詳細事項】

1 歳入予算関係

- (1) 歳入の見積りに当たっては、令和3年度の決算、令和4年度の収入状況、国の概算要求、制度改正及び社会経済の動向等あらゆる資料・情報に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大若しくは過少見積りとならないよう十分留意すること。
- (2) 税、使用料、手数料、その他の収入については、適切な債権管理の推進により、収入未済の防止を図り、安定的な収入の確保に努めること。
- (3) 多額の収入未済額を抱える歳入については、「千歳市債権の管理に関する条例」及び「千歳市債権の管理に関する事務処理要綱」などにより具体的な対策を講じるとともに、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

2 歳出予算関係

- (1) 投資的経費については、緊急性・市民要望・投資効果等を勘案し、各省庁の国庫補助金や道補助金等のほか、再編関連訓練移転等交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用、起債等財源の見通しを十分検討の上、厳選すること。
- (2) 補助金等については、改めて必要性を検証するとともに、内容についても十分精査すること。
 - ① 補助交付団体に対して、担当課は、予算編成方針の内容を必ず伝達するとともに、事業の必要性を見極め、必要最低限の事業のみ実施するための予算編成となるよう指導すること。
 - ② 安易に前年度実績を計上することなく、市民説明や情報開示ができるよう、規則、要綱、要領の制定などにより、補助の目的、補助対象経費などの明確化を図るとともに、交付団体等の決算状況などを精査の上、適切に対処すること。
- (3) 公共施設の維持補修費等については、大規模改修及び建替え時期等を十分検討し、各種補助金、再編関連訓練移転等交付金、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの財源を活用すること。

3 債務負担行為

令和5年度で終了する「公共施設の指定管理者に係る協定」に係る令和6年度からの債務負担行為の追加は、期間の検証などを行った上で、当初予算で措置すること。

4 詳細な予算編成事務については、「令和5年度予算編成事務要領」によるものとする。

千歳市第2期財政標準化計画

◎財政標準化計画の趣旨

第1期計画の最終年を迎え、中長期財政収支見通しを検証した結果、歳入一般財源においては、当面、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法人市民税などの市税の減収や地方譲与税の減収等により、総額縮小が続くものと見込まれ、歳出一般財源においては、定年延長などによる人件費の増加、高齢化の進展等による社会保障関連経費の増加、大型事業の実施に伴う公債費の負担など、義務的経費全般が大幅に増加する見込みであることに加え、維持補修費についても公共施設等の大規模改修等による増加傾向が見込まれ、極めて厳しい財政状況が続く見通しとなっている。

また、基金残高については、第1期計画の取組などによって残高を確保したことにより、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策を迅速に実施してきたところであり、今後も、財政収支の悪化等の不測の事態への備えとして、適正な基金残高を確保する必要がある。

このような状況から、その時々々の社会情勢などの環境変化に的確に対応し、福祉や教育、まちづくりなど真に必要な行政サービスを安定的に提供するため、引き続き、より強固で持続可能な財政基盤を確立するため、「千歳市第2期財政標準化計画」を策定する。

◎財政標準化計画の期間

第2期財政標準化計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、前期と後期に分け、次のように位置付ける。

①前期：財政収支安定化期間 ～ 新型コロナウイルス感染症からの回復～

期間：令和3年度から令和7年度までの5年間

内容：新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応と回復期間を5年と想定し、財政収支の安定化に取り組む。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、収束の状況、経済の回復等の状況を注視し、後期からの前倒し移行についても随時検討する。

②後期：成長加速期間 ～ 人口10万人を目指して対策を加速～

期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

内容：令和12年度の目標人口10万人を目指し、発展の加速期間を後期5年と想定し、目標値の再検証を行い、見直しを実施する。

◎財政標準化計画の目標

1 収支バランスの維持

○当初予算の収支不足（財政調整基金繰入）の水準 4億円

○ローリング事業費一般財源枠 5億円

2 債務改革

○地方債発行額の抑制（上限額の設定）

・令和3年度～令和12年度 10億円（臨財債等の特例債及び災害復旧事業債を除いた額）

3 資産改革

○基金残高の確保

	R 2	R 7	R 1 2
財政調整基金	39億9千万円	41億6千万円	42億円
減債基金	2億1千万円	8億3千万円	14億4千万円
公共施設整備基金	28億6千万円	35億9千万円	36億3千万円
職員退職手当基金	14億5千万円	12億4千万円	11億円

◎財政指標等の目標値

	R 2	R 7	R 1 2	将来目標
経常収支比率	89.8%	92.8%	94.2%	90.0%
実質公債費比率	8.2%	8.0%	8.0%	8.0%
将来負担比率	16.6%	35.0%	40.0%	40.0%

令和5年度千歳市予算編成事務要領

予算の編成事務は、次の事項に留意して行うこと。

なお、経常的経費及び臨時的経費については、一般財源の枠配分方式により行うが、一般財源が500万円以上の臨時的経費については、積み上げ方式で行う。

ローリング事業については、実施予定事業項目の指示による積み上げ方式により編成するものとする。

1 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、市財政が厳しい状況にあることから、その確保に最大限努力するものとし、法令その他の根拠に基づき、正確な積算基礎により確実な見込額を計上すること。

(1) 市 税

国の税制改正、経済の動向等を勘案の上、積算することとし、課税客体の完全捕捉、納税に関する督励指導や滞納処分の強化などを図り、収納率向上に最大の努力をすること。

(2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税などの交付金

国の地方財政計画、地方財政対策及び制度改正などを十分勘案の上、積算すること。

(3) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の内容等を十分検討の上、負担の適正化に努め的確に積算すること。

(4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、住民間の負担の公平、社会経済情勢の推移等を考慮し、見直しを行うとともに算定基準を検討するなど、常に適正な単価を設定し的確な積算をすること。

ただし、平成18年度に「使用料等受益者負担の見直しの方針」により見直しを実施したものは除くこと。

また、令和3年度決算において予算額との乖離が著しいものについては、その原因等を分析し、適正な見積り・積算に努めること。

(5) 国・道支出金

国・道補助金の見直し等の動向に十分留意の上、関係機関との連絡を密にしながら的確な積算を行うこと。

また、基地所在に係る関係財源については、引き続き拡充確保に努めること。

(6) 財産収入

未利用となっている市有地の有効活用に努めるとともに、今後において公的利用計画のない土地については、なお一層の販売促進活動に努め、早期処分を図ること。

(7) 市 債

国の地方債計画、同意基準、事業の適債性及び充当率を考慮し、将来の財政運営への影響を十分踏まえた中で、安易に財源を起債に求めることのないよう慎重に検討の上、計上すること。

また、「千歳市第2期財政標準化計画」において、令和5年度の地方債発行上限額（臨時財政対策債等の特例債及び災害復旧事業債を除き）を10億円としていることに十分留意し、起債額の抑制に努めるとともに、後年次の地方交付税措置等を勘案して対象事業の選択を行うこと。

なお、ローリング事業に係る地方債措置に当たっては、対象事業の適否や充当額などについて、あらかじめ財政課と協議の上、措置すること。

2 歳出に関する事項

現下の厳しい財政状況を勘案し、人件費等の抑制や内部管理経費等の見直しを徹底すること。

ローリング事業を除く経常的経費及び臨時的経費については、各部局において、予算編成方針に定めた部局別枠配分方式による要求とし、新規事業にあつては、行政評価（事前評価）をもとに事業の必要性、緊急性等を十分検討すること。

また、既往の予算にとらわれることなく全事務事業について、ゼロベースからの検討・見直しを図ることとし、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

(1) 報 酬

会計年度任用職員等は、「会計年度任用職員の単価表」（以下単に「単価表」という。）により計上すること。また、厳格な職員配置により抑制に努めること。

(2) 共済費

会計年度任用職員等を任用する場合は、単価表による保険料を計上すること。

(3) 旅 費

業務の必要性、効果を十分検討し、日程・回数・人数等を必要最小限にとどめ、前年度実績によるなど安易な計上は厳に慎むこと。

また、同一業務に係る会議等への出張は、やむを得ない場合を除き1名とすること。

なお、各種審議会、委員会等の道外視察、道外研修及び職員の海外研修は、原則凍結を継続する。

(4) 報償費

附属機関以外の私的諮問機関（その他の会議）の委員等に係る謝礼については、「附属機関等の設置及び運営等に関する指針（ガイドライン）」に基づき原則無報酬とし、謝礼等の計上は行わないこと。

また、役務の提供や施設の利用、市政に対する協力が特にあつた者への謝意などに係る金品等の経費については、説明責任を果たすため、それぞれの積算根拠等を明らかにすること。

(5) 交際費

行政執行上、真に必要な場合に限り、節度ある範囲で厳選して計上すること。

執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめるとともに、支出基準の見直しにより削減を図ること。

また、国、道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は、国（独立行政法人、国立大学法人等を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とする。

（6）需用費

ア 式典等に係る記念品は廃止とする。

イ 消耗品費、印刷製本費については、死蔵事務用品の活用やペーパーレス化などさらに徹底した節減に努めること。

特に、庁用資料等の作成に当たっては必要最小限とし、コピー費の節減や単価の見直しに努め、印刷についても外部印刷物の部数の見直しや庁内印刷の有効利用を図ること。

新聞・雑誌・追録等の購読は見直しを行い、経費の節減を図ること。

毎年、隔年発行の広報誌、機関誌等については、発行頻度等を再検討すること。

ウ 光熱水費については、現行料金(上下水道料金を除く。)によることとし、節減を図り効率的な使用に努めること。

エ 燃料費については次の単価（税込み）により計上すること。

なお、単価は原油価格の情勢を踏まえた予算単価としているが、今後の原油価格の動向、12月分の単価契約の状況等により見直す場合があるので留意すること。

(ア) ガソリン	166.010円/リットル
(イ) 軽油	148.590円/リットル
(ウ) 重油	4キロリットル以上 108.900円/リットル
	4キロリットル未満 111.100円/リットル
(エ) 白灯油	113.300円/リットル

※1 重油については発注量により単価が異なるので十分留意すること。

※2 暖房等の効率化、節減に対する改善目標を立てるなど、更なる省エネルギー化を徹底すること。

※3 プロパンガスは、光熱水費に計上するものとする(光熱水費以外の使用目的の場合を除く。)

オ 食糧費については行政事務上、真に必要な場合に限り節度ある範囲で厳選して計上することとし、執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめ節減に努めること。

また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。

官官の範囲は(5)の交際費で示した範囲とする。なお、各種会合後の飲食を伴う懇談会の廃止を徹底すること。

（7）役務費

各種団体等の郵便料などは、団体の独自財源を活用すること。

また、保険料については、行政目的に係るボランティア活動などに対し、ボランティア保険への加入など必要な予算措置を講ずること。

(8) 委託料

業務内容（日数、回数の減等）・項目を抜本的に見直し、業務に支障を来さない最小経費による効率化に努め、改定率はプラス4.0%を上限とする。

また、小規模施設等の設計業務の直営化の徹底を図るとともに、指定管理者制度の移行後のモニターの徹底などにより市民サービスや施設管理運営の状況などを検証すること。

そのほか、引き続き、地域住民やボランティア等の活用などを図ること。

(9) 使用料及び賃借料

会議等の会場使用については市有施設の利用を徹底し、車の借上げ等はその必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、公用自転車の積極的な活用を図ること。

また、高速道路の使用は自粛し、時間や交通状況等により真に必要な場合の利用とし、特定目的以外のタクシー利用については廃止する。

(10) 備品購入費

事務用・庁用備品の購入及びコンピュータ機器等の導入・更新に関しては、行政管理課と協議すること。

その他の備品は、用途・頻度等を熟慮の上、必要最小限のみ臨時費で計上すること。

(11) 負担金・補助及び交付金

前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を図り、補助金等の新設は極力抑制すること。

外郭団体等にあつては、経営改善の促進を図り、補助金、委託料等の抑制を図るとともに、その公益性の確保などに向けた指導・助言等を行うこと。

外郭団体等の退職者補充については、社会的な動向などを勘案し、正職員の採用等は最小限にとどめること。

また、協議会等の脱会など負担金、補助及び交付金の抜本的な見直しを図ること。

(12) 扶助費

国の制度の動向などの把握に努め、特に、対象人数の積算に当たっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響することから過大に見積ることなく、十分内容を精査すること。

(13) 職員費

義務的経費の抑制に努めなければならない状況から、厳格な職員配置により抑制に努めることとし、給与改定の留保財源は見込まないこと。

また、時間外手当は本俸総額の6.0%以内の計上とし、組織の統廃合を継続するとともに、業務の見直し・効率化の推進をはじめ再任用制度、民間活用等も含めた執行体制の見直しなどにより職員補充は最低限とするなど総人件費の縮減に努めること。

(14) 維持補修費

公共施設等については、常に点検を行い適切な機能の維持に努めるとともに、補修が必要なものについては、効用を発揮する上で必要最小限のものに限り計上すること。

(15) その他

全職員は、経営者意識を持ちながら、中長期的な視点に立ち、令和6年度以降の予算編成に向けて、歳入の確保対策、義務的経費（人件費等）の抑制策、裁量的経費の見直し（外郭団体補助金、特別会計など）、投資的経費の抑制に係る見直しを検討し、令和5年度予算においてあらかじめ必要な措置等を講ずること。

なお、予算編成前に取りまとめを行った「令和4年度予算要求額調書」の事業毎における一般財源額を超える要求は認めない。

3 特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計においても、一般会計と同一の基調により経費の節減に努めることとし、事業経営の合理化を図り、収入の確保及び経費負担の項目、算定方法の見直し等により独立採算性の確保に努め、経営の健全化をなお一層推進すること。

4 予算要求の入力、提出期限等について

「財務会計システム」への予算要求の入力作業に当たっては、入力漏れがないよう十分留意し、「当初歳出予算要求書」の「事業説明」及び「事業概要」欄については、今後の情報公開も視野に入れ、具体的に入力すること。特に、新規の事務事業等がある場合は、入力作業前に必ず財政課と協議の上、理事者の意思決定を仰ぐこと。

(1) 経常的経費、臨時的経費、ローリング事業費

提出期限

- ・経常的経費、臨時的経費 令和4年10月27日（木）（入力期限：10月24日（月））
※債務負担行為がある場合は、「債務負担予算要求書」を1部提出すること。
※特別会計及び企業会計のうち、一般会計からの繰出金がある場合は一般会計繰出金のみ10月24日（月）までに入力すること。
- ・ローリング事業費 令和4年10月20日（木）（入力期限：同日）
※総務部によるローリング事業費のヒアリングを原則として実施しないこととしているが、財務会計への入力及び資料の提出は例年通り必要となることから留意すること。
※国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療特別会計のヒアリングは例年通り年明けに実施することとする。

(2) 特別会計

- ア 提出期限 令和4年10月28日（金）（入力期限：同日）
土地取得事業、公設地方卸売市場事業及び霊園事業
- イ 提出期限 令和4年12月2日（金）（入力期限：同日）
国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療

(3) その他

この要領によるもののほか、予算編成に必要な事項等については、必要な都度、財政課から通知するものとする。